



消費生活

サポーター通信

2019年度第7号

今月のテーマ

最新スマートフォンが 当選！？

事例



- ネットをしていたところ突然「当選！スマホが100円で購入できます！」と表示された。
- 購入しようと思い、個人情報や、クレジットカード情報を入力した。
- 後日届いたカード利用明細書を見ると、身に覚えのない請求をされていた。いつまでたってもスマホは届かない。

スマートフォンを格安で入手できると思って個人情報等を入力したところ、実際には海外の業者と有料サービスを契約していて、クレジットカードの請求を継続的に受けるようになったとの相談が寄せられています。

アドバイス

- 「当選！」などの**甘い言葉に惑わされない。**
- **安易に個人情報やカード情報を入力しない。**
個人情報等の情報を入力する際は、内容をよく確認しましょう。
- **意図しない契約になってしまったり、不審な請求があったらすぐにクレジットカード会社に連絡し、消費生活センターに相談。**



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし **188** (お近くの消費生活センターにつながります)

2019年10月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9:00~17:30 土・日・祝日10時~16時)

いやや



青森県消費生活センター
スマホサポートキャラクター
(消費者教育推進大使)
テルミちゃん
☎(Tel. Me)